



(English Translation below)

3-8-20

リンダ・ゴートン市長と保健局長のクレイグ・ハンボー博士は、レキシントン市においてCOVID-19（2019年新型コロナウイルス）の症例が初めて確認されたことを、ここに発表します。保健当局者はケンタッキー公衆衛生局（KDPH）と共同で、当該人物と濃厚接触した全ての人を特定し、それらの人々と協議を行うことに取り組んでいます。濃厚接触者については、発熱や呼吸器症状が出ていないかを観察する予定です。ケンタッキー州では4人の症例が確認されています

。

当該人物に関するこれ以上の詳細は、医療プライバシー法により、提供致しかねます。

「私たちはこの問題を乗り越えられるし、その意志もあります」とゴートン市長は述べています。「高齢者をケアして、基本的な衛生状態を注視する必要があります。パニックを起こす必要はありません。常識を働かせて、備えてください。今後も必要な情報を提供いたします」

公衆衛生局は、COVID-19の拡散を防ぐため、以下の対策を励行しています：

- 特に、トイレに行った後、食事の前、鼻をかんだ後、咳・くしゃみをした後には、石鹸でこまめに手を洗う。
- 病人との濃厚接触を避ける。
- 目、鼻、口を触らないようにする。
- 病気になったら家に留まる。
- 咳やくしゃみをする際には、ティッシュで口を鼻を覆い、

使ったティッシュはゴミ箱に捨てる。

- 家庭用の一般的な掃除用スプレーや雑巾を使い、頻繁に触る物や表面を清掃・消毒する。

新型コロナウイルスは、主に人から人に広がると考えられています。

- 濃厚接触した人々を介して（およそ2メートル以内）。
- 感染者の咳・くしゃみで生じた呼吸器飛沫を介して。
- 呼吸器飛沫は、付近の人の口や鼻に付着したり、肺に吸入される可能性があります。

高齢者や、慢性的な健康疾患をお持ちの方は、COVID-19の合併症へのリスクが高いです。アメリカ疾病予防管理センター（CDC）は、60歳以上の方、心臓、肺、腎臓に疾患をお持ちの方、および、がん・糖尿病を患った方に対し、以下の対策を推奨しています。

- 可能な限り、家に留まる。
- 自宅に留まるよう指示された場合に備え、医薬品や医療用品を確保できることを確認する。
- 人前に出かける際は、病気の人に近づかないようにし、濃厚接触を避け、こまめに手を洗う。
- 人混みを避ける。

COVID-19は新種の疾病であり、公衆衛生局は、最新情報の把握に努めています。

Lexington-Fayette County Health Department（レキシントン・ファイエット郡公衆衛生局）は、COVID-19に関する地域住民の疑問に答えるため、コールセンターの運用を開始しました。質問するには、（859）899-2222 に電話するか、COVID19@lfchd.org までお問い合わせください。FAQ（よくある質問）など、その他の情報については、lfchd.org、およびLFCHDのソーシャルメディア・アカウントをご参照ください。

Facebookをチェック：[COVID19@lfchd.org](https://www.facebook.com/COVID19@lfchd.org).

Twitterでフォロー：www.facebook.com/LFCHD

Instagramでフォロー：www.twitter.com/LFCHD

<日本>

◎首相官邸

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

◎外務省（海外安全ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◎厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

5. 感染拡大に伴う各国の水際対策

(1) 感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置をとりまとめ情報発信しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(2) 米政府の措置

●米国到着前14日以内に中国（除：香港・マカオ）における滞在歴がある外国人（適用除外規定あり）の入国停止措置をとるとともに、かかる滞在歴がある米国市民（含：入国停止措置の適用除外となる外国人）に対する入国時検疫を強化しています。なお、現時点において、日本から米国への渡航者に対する入国制限措置は実施されていません。

●米政府は、日本について、以下の渡航情報を発出しています。

・CDC Travel Health Notice

⇒レベル2：強化注意レベル（2/22付）

（高齢者及び慢性疾患のある者に日本への不要な渡航の延期を呼びかけ）

<https://wwwnc.cdc.gov/travel/notices/alert/coronavirus-japan>

・国務省Travel Advisory

⇒レベル2：通常以上の注意（2/22付）

<https://travel.state.gov/content/travel/en/traveladvisories/traveladvisories/japan-travel-advisory.html>

(3) 日本政府の措置

●特段の事情がない限り以下に該当する外国人の日本入国を拒否する措置をとるとともに、入国時検疫を強化しています。

- ・日本到着前14日以内に中国湖北省または浙江省における滞在歴がある外国人
- ・中国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人
- ・日本到着前14日以内に大韓民国大邱広域市または慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人

●日本の外務省は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「感染症危険情報」を発出しています。海外渡航を予定されている方は、必ず外務省海外安全ホームページにて最新情報をご確認ください（上記4. 参照）。